

令和3年6月8日招集

令和3年第4回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第53号	専決処分について〔琴浦町税条例等の一部改正について〕	1
議案第54号	専決処分について〔令和3年度琴浦町一般会計補正予算(第1号)〕	3
議案第55号	専決処分について〔令和3年度琴浦町一般会計補正予算(第2号)〕	5
議案第56号	琴浦町附属機関条例の一部改正について	6
議案第57号	琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について	8
議案第58号	琴浦町介護保険条例の一部改正について	9
議案第59号	琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について	10
議案第60号	令和3年度琴浦町一般会計補正予算(第3号)	11
議案第61号	令和3年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	20
議案第62号	令和3年度琴浦町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	21
議案第63号	令和3年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第1号)	22
議案第64号	令和3年度琴浦町水道事業会計補正予算(第1号)	23
議案第65号	財産の取得について(ロータリー除雪車)	24
議案第66号	物産館ことうらの指定管理者の指定について	25

令和3年6月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第53号	議案名	専決処分について〔琴浦町税条例等の一部改正について〕			
目的	地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)等が令和3年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、琴浦町税条例の一部を改正する。					
内容	<p>主な改正点は次のとおり</p> <p>1 固定資産税</p> <p>(負担調整措置の延長) 価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置について、適用期限を3年延長し、令和5年度までとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた土地の課税標準額の据置) 令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地については前年度の課税標準額に据え置く。</p> <p>(下落修正措置の継続) 商業地及び住宅用地について、地価が下落し課税上著しく均衡を失すると認められる場合は、下落修正できる措置を令和5年度まで継続する。</p> <p>2 軽自動車税</p> <p>(環境性能割の税率区分の見直し・臨時的軽減の延長) ・新たな燃費基準(2030年度基準)の下で、税率区分を見直す。 ・環境性能割の税率を1%軽減する特例措置を9カ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>(グリーン化特例の見直し) 種別割において講じている、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置について、対象区分の重点化及び基準の切り替えを行い、適用期限を2年延長する。</p>					
補足事項	1 専決処分日 令和3年3月31日 2 施行日 令和3年4月1日					

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自家用乗用車

〔改正前〕（令和元、2年度）

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税		
ハイブリッド車・ LPG車	2020年度基準 +20%達成			1%	1%
	2020年度基準 +10%達成				
	2020年度基準 達成				
上記以外		3%	2%		

〔改正後〕（令和3、4年度）

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税		
クリーンディーゼル車・ ハイブリッド車・ LPG車	2030年度基準 85%達成			1%	1%
	2030年度基準 75%達成				
	2030年度基準 60%達成				
上記以外 又は2020年度基準未達成車		3%	2%		

注 改正前・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

（参考）環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置

	令和3年4月から令和4年3月まで	令和4年4月から令和5年3月まで
2030年度基準60%以上達成車	非課税	非課税
上記以外 又は2020年度基準未達成車	非課税	3%

【自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し】

自家用乗用車

〔改正前〕

軽課期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度のみ

区分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75% 軽減	75% 軽減
2020年度基準+30%達成		50% 軽減
2020年度基準+10%達成		25% 軽減

〔改正後〕

軽課期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度分のみ

区分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	75% 軽減	75% 軽減

グリーン化特例（軽課）の対象外とすること
について令和元年度税制改正で法制化済

注 改正前・改正後のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長する。

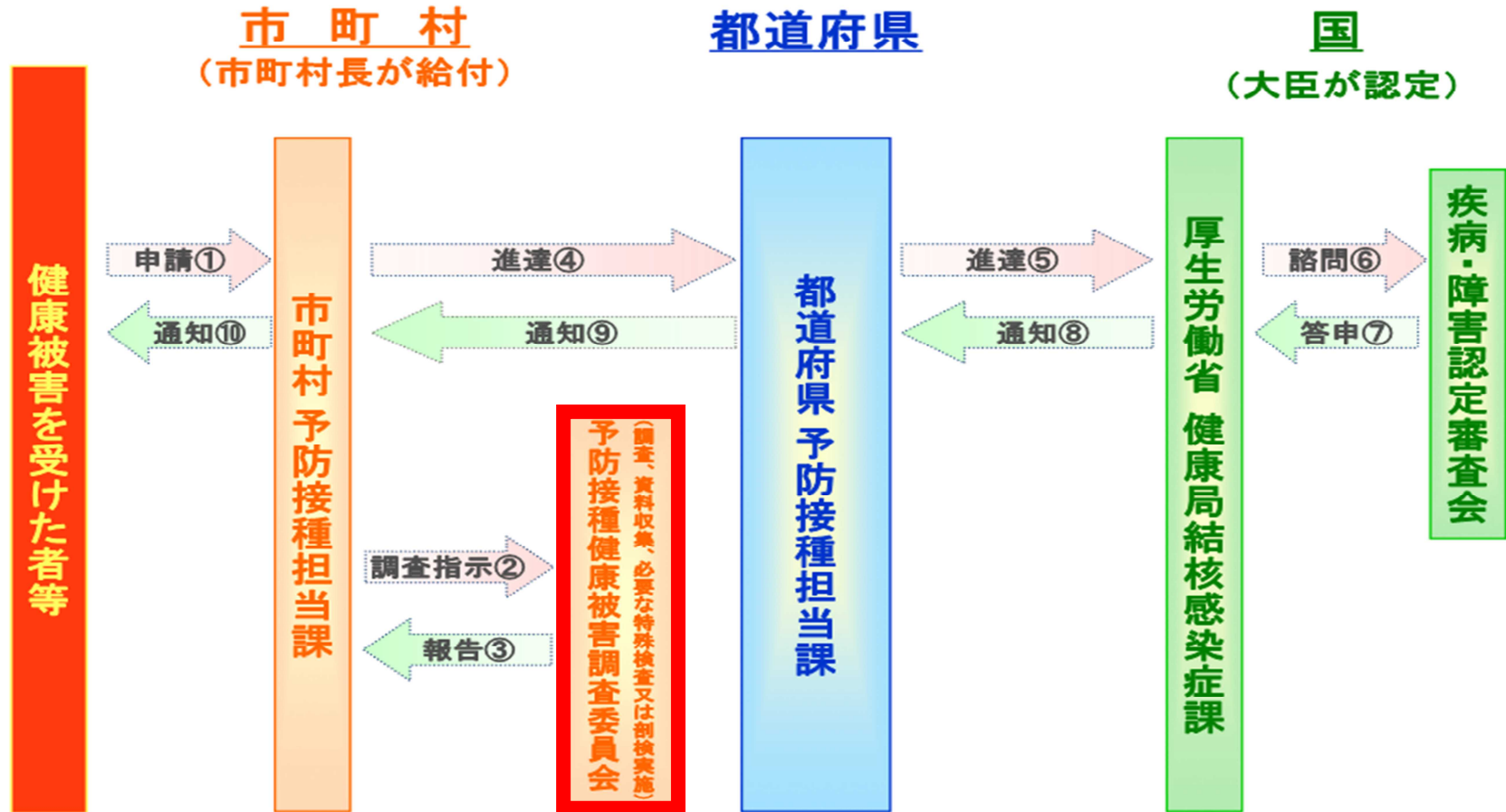
令和3年6月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第54号	議案名	専決処分について〔令和3年度琴浦町一般会計補正予算(第1号)〕			
目的	ひとり親世帯等に対して、子育て世帯生活支援特別給付金を早期に支給する必要があるため、専決処分により追加補正を行う。					
内 容	1 補正額〔単位：千円〕					
			補正前予算額	補正額	補正後予算額	
			10,771,000	20,755	10,791,755	
	2 補正内容					
	(1) 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業【国制度】〔20,755千円〕					
	ア 目的					
	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、特別給付金を支給するもの。					
	イ 補正内容					
	(ア) 子育て世帯生活支援特別給付金 給付対象児童1人当たり5万円					
	(イ) 給付対象者 246世帯(413人)					
		区 分	補正予算額	内 訳		
ア	児童扶養手当受給者	12,250千円	245人×50千円			
	公的年金受給者 (障害年金・遺族年金)	400千円	8人×50千円			
	収入減少者	1,500千円	30人×50千円			
イ	住民税非課税の子育て世帯	6,500千円	130人×50千円			
		合 計	20,650千円			
(ウ) 支給日						
ア の対象者...令和3年4月30日支給済(申請不要)						
ア の対象者.....5月以降随時支給(受給者からの申請が必要)						
イ の対象者.....7月下旬以降随時支給(受給者からの申請が必要)						
ウ 経費						
(ア) 子育て世帯生活支援特別給付金扶助費〔20,650千円〕						
(イ) 消耗品、通信運搬費、振込手数料〔105千円〕						

	<p>工 財源 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(国庫支出金)[20,755千円]</p> <p>オ その他 本給付金にかかる経費を早期に予算化し、ひとり親世帯へ支給するため、本補正予算を専決処分とした。</p>
<p>補足事項</p>	<p>専決処分日 令和3年3月31日</p>

令和3年6月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第55号	議案名	専決処分について〔令和3年度琴浦町一般会計補正予算(第2号)〕			
目的	赤松川災害復旧工事の追加工事(残工事)について、早期に復旧するため、専決処分により追加補正を行う。					
内容	1 補正額[単位：千円]					
			補正前予算額	補正額	補正後予算額	
			10,791,755	5,500	10,797,255	
	2 補正内容					
	(1) 準用河川赤松川災害復旧工事[5,500千円]					
	ア 事業説明					
	平成30年台風24号により被災した準用河川赤松川の災害復旧工事について、令和2年度中の事業完了が困難となったため、未完成部分(残工事)について、令和3年度事業として予算化し、出水期までに復旧を行うもの。					
	イ 経費					
	準用河川赤松川河川災害復旧工事請負費[5,500千円]					
	ウ 財源					
	財政調整基金繰入金[5,500千円]					
	エ 工事の状況					
	(ア) 実地完成 令和3年5月26日					
	(イ) 工事完成検査 令和3年5月31日					
	(ウ) 請負金額 5,130,400円					
	オ その他					
	本事業にかかる経費を早期に予算化し、出水期までに復旧を行うため、本補正予算を専決処分とした。					
補足事項	専決処分日 令和3年4月5日					

令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第56号	議案名	琴浦町附属機関条例の一部改正について		
目的	新型コロナウイルスワクチンをはじめとする予防接種法等に定められたワクチン接種により発生した健康被害に関する事項を調査審議する機関である「予防接種健康被害調査委員会」を附属機関として追加するもの。				
内容	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 附属機関の追加 予防接種により発生した健康被害に関する事項を調査審議する機関として、「予防接種健康被害調査委員会」を附属機関に追加</p> <p>(2) 告示により設置することができる附属機関の限定 緊急又は臨時に設置する必要がある附属機関に限定する。したがって、設置期間が1年未満であっても、継続性・常設性が認められる附属機関については、条例への明記を要するものとする。</p> <p>2 琴浦町予防接種健康被害調査委員会について</p> <p>予防接種法に基づく予防接種及び町長が必要に応じて実施する予防接種に起因した事故の諸問題について、適正かつ円滑な処理を行うために実施する。</p> <p>(1) 構成委員 琴浦町代表、倉吉保健所及び鳥取県中部医師会から選出された委員をもって6人以内で組織する。ただし、特に必要と認めるときには専門医師及び学識経験者等から委員を選任できる。</p> <p>(2) 内容 ア 予防接種に起因した事故の調査に関すること。 イ 予防接種に起因した事故の事後対策に関すること。 ウ その他予防接種に起因した事故に関し、町長が特に必要と認める事項</p> <p>(3) 健康被害救済制度に係る手続の流れ 別紙参照</p>				
補足事項	施行日 公布の日				

予防接種健康被害救済事務の流れ



令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	条例																											
議案番号	議案第57号	議案名	琴浦町特別医療費助成条例の一部改正について																													
目的	特別医療費助成制度(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)は、老齢福祉年金の所得限度額に準拠した所得制限を設けている。この所得限度額が平成30年度税制改正に対応して改正されたことに伴い、所要の改正を行う。																															
内容	<p>1 概要</p> <p>特別医療費助成制度(身体障がい、重度知的障がい、精神障がい)は、老齢福祉年金の所得限度額に準拠した所得制限を設けている。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特別医療</td> <td>身体障がい者</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">所得制限あり (<u>老齢福祉年金の所得限度額に準拠</u>)</td> </tr> <tr><td>知的障がい者</td></tr> <tr><td>精神障がい者</td></tr> <tr><td>小児</td></tr> <tr><td>特定疾病</td></tr> <tr><td>ひとり親</td></tr> </table> <p>老齢福祉年金の所得限度額は基礎控除前の所得を用いているため、平成30年度税制改正により給与所得控除・年金所得控除が10万円引き下げられたことにより「意図せざる影響や不利益」が生じないように基準額を10万円引き上げる見直しが行われた。(令和3年8月から適用)</p> <p>これに伴い、特別医療費助成制度の基準額を下表のとおり改正する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族等の数等</td> <td style="text-align: center;">基準額</td> <td style="text-align: center;">基準額</td> </tr> <tr> <td>扶養親族等がないとき</td> <td style="text-align: center;"><u>1,695,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,595,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が1人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,075,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,975,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が2人のとき</td> <td style="text-align: center;"><u>2,455,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,355,000円</u></td> </tr> <tr> <td>扶養親族等の数が3人以上のとき</td> <td><u>2,455,000円</u>に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額</td> <td><u>2,355,000円</u>に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>					特別医療	身体障がい者	}	所得制限あり (<u>老齢福祉年金の所得限度額に準拠</u>)	知的障がい者	精神障がい者	小児	特定疾病	ひとり親		改正後	改正前	扶養親族等の数等	基準額	基準額	扶養親族等がないとき	<u>1,695,000円</u>	<u>1,595,000円</u>	扶養親族等の数が1人のとき	<u>2,075,000円</u>	<u>1,975,000円</u>	扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,455,000円</u>	<u>2,355,000円</u>	扶養親族等の数が3人以上のとき	<u>2,455,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	<u>2,355,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額
	特別医療	身体障がい者	}	所得制限あり (<u>老齢福祉年金の所得限度額に準拠</u>)																												
知的障がい者																																
精神障がい者																																
小児																																
特定疾病																																
ひとり親																																
	改正後	改正前																														
扶養親族等の数等	基準額	基準額																														
扶養親族等がないとき	<u>1,695,000円</u>	<u>1,595,000円</u>																														
扶養親族等の数が1人のとき	<u>2,075,000円</u>	<u>1,975,000円</u>																														
扶養親族等の数が2人のとき	<u>2,455,000円</u>	<u>2,355,000円</u>																														
扶養親族等の数が3人以上のとき	<u>2,455,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	<u>2,355,000円</u> に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額																														
補足事項	<p>1 施行日 公布の日</p> <p>2 経過措置 令和3年8月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。</p>																															

令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	条例																												
議案番号	議案第58号	議案名	琴浦町介護保険条例の一部改正について																														
目的	令和3年度から令和5年度における低所得者の介護保険料軽減及び新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免を定める改正を行うもの。																																
内容	<p>1 概要</p> <p>(1) 低所得者の介護保険料軽減</p> <p>令和3年度から令和5年度における第1号被保険者の介護保険料第1段階から第3段階について保険料率の軽減を行う規定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得段階</th> <th rowspan="2">R3対象者 見込数(人)</th> <th colspan="2">保険料率</th> <th colspan="2">介護保険料(年間)円</th> </tr> <tr> <th>軽減前</th> <th>軽減後</th> <th>軽減前</th> <th>軽減後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>691</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td>34,200</td> <td>20,520</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>658</td> <td>0.75</td> <td>0.5</td> <td>51,300</td> <td>34,200</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>558</td> <td>0.75</td> <td>0.7</td> <td>51,300</td> <td>47,880</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 介護保険料の減免</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合、令和2年度に引き続き介護保険料の減免を行う。</p> <p>ア 減免の対象となる期間及び保険料</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)のある令和2年度及び令和3年度分の保険料</p> <p>イ 対象</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の事業収入等が令和2年と比較して3/10以上減少する見込みの世帯等</p>					所得段階	R3対象者 見込数(人)	保険料率		介護保険料(年間)円		軽減前	軽減後	軽減前	軽減後	第1段階	691	0.5	0.3	34,200	20,520	第2段階	658	0.75	0.5	51,300	34,200	第3段階	558	0.75	0.7	51,300	47,880
	所得段階	R3対象者 見込数(人)	保険料率		介護保険料(年間)円																												
軽減前			軽減後	軽減前	軽減後																												
第1段階	691	0.5	0.3	34,200	20,520																												
第2段階	658	0.75	0.5	51,300	34,200																												
第3段階	558	0.75	0.7	51,300	47,880																												
補足事項	施行日 公布の日																																

令和3年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	条例
議案番号	議案第59号	議案名	琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正について			
目的	町の福祉サービス事業の実施に係る手数料の徴収に関し、事業廃止に伴う改正をするもの。					
内容	<p>1 改正内容</p> <p>次の事業廃止に伴い、本条例別表の該当事業の事項を削除する。</p> <p>(1) 琴浦町緊急通報装置設置事業 令和3年3月31日事業廃止</p> <p>(2) 琴浦町買物支援員派遣事業 平成30年4月事業統合のため、廃止</p> <p>(3) 琴浦町温水利用の介護予防事業 平成31年3月31日事業廃止</p> <p>(4) 琴浦町高齢者筋力向上トレーニング事業 令和3年3月31日事業廃止</p>					
補足事項	施行日 公布の日					

令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算																		
議案番号	議案第60号	議案名	令和3年度琴浦町一般会計補正予算(第3号)																				
目的	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(国)に係る事業、東伯総合公園芝改修事業を追加するほか、国民健康保険税及び介護保険料の減免に伴う一般会計の負担としての各会計への繰出金の追加、人事異動に伴う人件費の補正などを行うもの。																						
内容	1 補正額 [単位：千円] <table border="1" style="width:100%; margin-top:10px;"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:right">10,797,255</td> <td style="text-align:right">153,583</td> <td style="text-align:right">10,950,838</td> </tr> </tbody> </table>					補正前予算額	補正額	補正後予算額	10,797,255	153,583	10,950,838												
	補正前予算額	補正額	補正後予算額																				
	10,797,255	153,583	10,950,838																				
	2 主な追加内容 歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。 [単位：千円] <table border="1" style="width:100%; margin-top:10px;"> <thead> <tr> <th>款名称等</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td style="text-align:right">731</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align:right">111,273</td> </tr> <tr> <td>県支出金</td> <td style="text-align:right">19,886</td> </tr> <tr> <td>寄附金</td> <td style="text-align:right">212</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td style="text-align:right">20,760</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td style="text-align:right">221</td> </tr> <tr> <td>町債</td> <td style="text-align:right">500</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center">合 計</td> <td style="text-align:right">153,583</td> </tr> </tbody> </table>					款名称等	補正額	分担金及び負担金	731	国庫支出金	111,273	県支出金	19,886	寄附金	212	繰入金	20,760	諸収入	221	町債	500	合 計	153,583
	款名称等	補正額																					
	分担金及び負担金	731																					
	国庫支出金	111,273																					
	県支出金	19,886																					
	寄附金	212																					
	繰入金	20,760																					
諸収入	221																						
町債	500																						
合 計	153,583																						
歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種事業[5,260千円]																							
ア 事業説明 65歳以上の高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種を7月末までに終わることができるよう医師・看護師確保のための時間外割増等経費を計上																							
イ 経費 (ア) 休日・時間外対応医師等報償費[5,228千円] (イ) 医師等損害保険料[32千円]																							
ウ 財源 鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金[5,260千円]																							

(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業[106,961 千円]

コロナワクチン接種体制支援事業[1,600 千円]

ア 事業説明

新型コロナウイルスワクチン接種を進める中、医療機関での接種(個別接種)などの対応により町内医療機関の負担は大きくなっている。引き続き、個別接種の対応を行う医療機関に対し支援金を交付し、接種を希望する町民に速やかに接種を行う体制を支援する。

イ 経費

コロナワクチン接種体制支援交付金[1,600 千円]

(8 医療機関 × 200 千円 = 1,600 千円)

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[1,600 千円]

成人式帰省参加者 PCR 検査実施事業[5,082 千円]

ア 事業説明

令和3年度に開催を予定している成人式について、安心して成人式に参加していただくため、参加者に対し PCR 検査を行い開催する。

イ 経費

委託料[5,082 千円]

対象者：県外からの帰省参加者 280 名分

令和2年度成人式延期分 140 名

令和3年度成人式 140 名

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[5,082 千円]

コロナ禍における自治会活動支援事業[1,540 千円]

ア 事業説明

地縁による自治会活動は、平時からの活動はもとより災害時においては、より不可欠なものである。新型コロナウイルス感染症の影響を受け自治会活動が縮小傾向にある中、その活動を支援するため、感染予防対策に必要な資材を配布する。

イ 経費

消耗品費(手指消毒液等)[1,540 千円](10 千円 × 154 自治会)

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[1,540 千円]

プレミアム付「地元商店応援券」発行事業[42,300 千円]

ア 事業説明

新型コロナウイルス第4波の影響により、スーパーやドラッグストアは巣ごもり需要で堅調な一方、飲食・宿泊業等を中心とした地元商店は大きな打撃を受けている。

地元事業者を対象としたプレミアム付き応援券を発行し、町内の消費拡大を促進することにより、苦戦する地元事業者を応援する。

イ 経費

プレミアム付き「地元商店応援券」発行事業補助金[42,300 千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[42,300 千円]

自宅で「ことうらグルメ」応援事業[700 千円]

ア 事業説明

新型コロナウイルス第4波の影響で町内飲食店は、来客数の減少及び予約キャンセル等大きな影響を受けており、先行き不安な声が多くある中、販売場所の提供を行うことで、町内飲食店の売り上げ増を支援する。

イ 経費

自宅で「ことうらグルメ」応援事業補助金[700 千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[700 千円]

3町グルメキャンペーン事業[342 千円]

ア 事業説明

新型コロナウイルス感染症により経済活動が停滞する中、3町(琴浦、北栄、湯梨浜)の飲食店の売上げは、大きく影響を受けている。山陰道で結ぶ3町の飲食店の地域内での消費喚起を促すため、3町によるグルメキャンペーンを実施する。

イ 経費

3町グルメキャンペーン負担金[342 千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[342 千円]

県産材を活用した図書教育等の充実[12,991 千円]

- ・ 県産材を活用したぬくもりある学校図書館充実事業[11,055 千円]
- ・ 県産材を活用したこども園の図書コーナー整備事業[1,936 千円]

ア 事業説明

新型コロナウイルス感染症により経済活動が停滞する中、県中部の県産材の需要も低下している。本町では、図書を活用した教育を推進しており、学校及びこども園の図書コーナーを充実させるため、中部の県産材を活用した図書スペースを整備し、県産材の消費喚起と子育て支援を行う。

イ 経費

- (ア) 備品購入費(小中学校、本棚等)[11,055 千円]
- (イ) 備品購入費(こども園、本棚等)[1,936 千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[12,991 千円]

未来のことうらっ子応援事業[11,000 千円]

ア 事業説明

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的な出生率の低下が深刻化している。コロナ禍で、感染予防や外出自粛等による精神的・経済的な負担が続く中、安心して育児が行えるよう令和3年度に出生する新生児の保護者に対して支援金を交付する。

イ 経費

新生児支援交付金[11,000 千円](100 千円×110 人)

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[11,000 千円]

子育て世帯を応援！地元商店応援券配布事業[18,672 千円]

ア 事業説明

長期化するコロナ禍により、衛生用品購入費等の経済負担、保護者の収入減少、子どものストレス増大など、子育て環境にも大きな影響を与えている。精神的、経済的に不安や負担が続く子育て世帯を経済面で支援するとともに、地域で使用可能な地元商店応援券を配布することで、小規模事業者の経済を活性化し地域内の経済循環を応援する。

イ 経費

(ア) 扶助費 地元商店応援券[17,150 千円]

(イ) 通信運搬費[990 千円]

(ウ) 委託料[532 千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[18,672 千円]

私立こども園等における新型コロナウイルス感染拡大防止事業[2,300 千円]

ア 事業説明

消毒作業等感染症対策の徹底を図りながら保育や子ども・子育て支援事業等を運営する私立こども園・保育園等に対し、感染症対策のため負担増となっている経費(かかり増し経費)を助成し、コロナ禍における事業の継続を支援する。

イ 経費

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金(私立こども園等)[2,300 千円]

ウ 財源

(ア) 保育対策総合支援事業費補助金[500 千円]

(イ) 子ども子育て支援交付金(国)[433 千円]

(ウ) 子ども子育て支援交付金(県)[433 千円]

(エ) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[934 千円]

コロナからの復興エール！文化芸術活動再開応援事業[500 千円]

ア 事業説明

新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術活動が自粛する傾向にある中、活動団体を支援するため生涯学習センター等で行う活動に係る会場使用料を減免する。

イ 経費

会場使用料の減免(減免相当額を施設管理費への交付金充当)

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[500 千円]

建築業応援！住宅の修繕・改修助成事業[10,000 千円]

ア 事業説明

新型コロナウイルスの影響で地域経済が停滞し、建築業者の売上高も減少する中、建築工事の発注を促すとともに、町民の個人住宅の修繕・改修を助成し町民生活を支援する。

イ 経費

住宅修繕・改修補助金[10,000 千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[10,000 千円]

紙媒体による新型コロナウイルス対応支援策周知事業[231 千円]

ア 事業説明

新型コロナウイルス感染症の支援策などについて、月1回発行する町報では周知が遅くなるため、またインターネットなどに不慣れな高齢者などもあることから、新聞への折り込みチラシによる迅速な周知を行う。

イ 経費

印刷製本費[231 千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[231 千円]

新聞広告を活用したまちの魅力発信事業[550 千円]

ア 事業説明

コロナ禍以降、大都市圏では働き方が大きく変わりつつあり、地方への移住を検討する人も増加傾向にある。移住対策として、そのような人々をターゲットとした琴浦町の魅力を発信するとともに、まちの特産品などを情報発信する。

イ 経費

広告料[550 千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[550 千円]

新型コロナウイルス感染症対策事業[281 千円]

ア 事業説明

東伯総合体育館において、体育施設利用者の新型コロナウイルス感染予防を図るため、非接触式検知器(3台)を設置し、スポーツ団体等の活動を支援する。

イ 経費

備品購入費[281 千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[169 千円]

新型コロナウイルス感染症対策寄附金[112 千円]

コロナ禍における「生理の貧困」対策事業[350 千円]

ア 事業説明

「生理の貧困」が顕在化されにくい状況にあるなか、経済的な理由で生理用品を購入できない、また親に要求しにくい環境にある子どもの「生理の貧困」問題に対応するため、町内施設及び学校の女子トイレに生理用品を設置し、無償配布を行うとともに、貼り紙等を活用し、困りごと相談窓口や相談機関を周知する。

イ 経費

消耗品費[350 千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[350 千円]

(3) 国民健康保険税及び介護保険料減免[3,080 千円]

ア 事業説明

国民健康保険税及び介護保険料について新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少を受ける被保険者の生活を支援するため、その税及び保険料を減免する。その減免にかかる国補助金を除く減免額を一般会計より各会計へ繰出すもの。

イ 経費

(ア) 国民健康保険特別会計への繰出金[2,400 千円]

(イ) 介護保険特別会計への繰出金[680 千円]

ウ 財源

一般財源[3,080 千円]

(4) 醸造用ぶどう生産拡大事業[8,500 千円]

ア 事業説明

ワイナリー事業と併せて町内における醸造用ぶどうの栽培を促進するため、農業法人に対してぶどう園整備にかかる経費を支援する。

	事業費	補助率	補助金額
かん水施設の導入	3,000 千円	県 1/3	1,000 千円
ぶどう棚の導入	15,000 千円	県 1/2	7,500 千円

イ 経費

醸造用ぶどう生産拡大事業補助金[8,500 千円]

ウ 財源

鳥取県柿・ぶどう等生産振興事業費補助金[8,500 千円]

(5) 機構中間保有地再生活用事業[2,200 千円]

ア 事業説明

担い手への農地集積・集約化を進める上で、重要な課題である荒廃農地の再生・活用を推進するため、令和3年度に単県の機構中間保有地再生活用事業が新設された。当該県補助事業を活用し、町内の荒廃農地の再生を行うことにより、担い手への農地集積を促す。

イ 補助内容

農地中間管理事業によって貸借を行う農地に対して(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が行う荒廃農地の再生事業に係る経費を助成するもの。

(ア) 対象経費

雑木や果樹棚等の障害物除去、深耕・整地、廃棄物処理、土壌改良に係る経費 等

(イ) 事業量・事業費

事業量：177a(4地区) 事業費：2,200 千円

(ウ) 補助率

県 1/2、町 1/2(上限 2,000 千円 / 地区)

ウ 経費

機構中間保有地再生活用事業補助金[2,200 千円]

エ 財源

(ア) 鳥取県機構中間保有地再生活用事業補助金[1,100 千円]

(イ) 一般財源[1,100 千円]

(6) 東伯総合公園芝改修事業[15,061 千円]

ア 事業説明

東伯総合公園のサッカー場の芝が建設後の長年の歳月により、劣化したことから更新を行い、より町民に利用していただき町民の満足度の向上を図るもの。更新にあたっては、天然芝による更新を行うとともに、より適切な管理を行うための散水施設などの整備を併せて行い、年間を通じて天然芝の良さを発揮できるよう対策を行う。

	<p>イ 経費 東伯総合公園芝改修実施設計業務委託料[15,061 千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 公共施設等建設基金[15,000 千円] (イ) 一般財源[61 千円]</p> <p>(7) 地域新電力検討事業[500 千円] ア 事業説明 北栄・湯梨浜・琴浦三町で事業化を検討している地域新電力事業について、昨年度の事業可能性調査の結果を受けて、さらなる事業化に向けた調査や中核となる事業体の選定など地域新電力会社の設立に向けた取組を行う。</p> <p>イ 経費 代表町(北栄町)への負担金[500 千円]</p> <p>ウ 財源 一般財源[500 千円]</p> <p>(8) 人件費に係る補正[48 千円] ア 事業説明 人事異動に伴う人件費の補正を行うもの。</p> <p>イ 経費 (ア) 一般会計所属職員の本給、扶養手当等[6,669 千円] (イ) 特別会計繰出金(人件費分)[6,621 千円]</p> <p>ウ 財源 (ア) 一般財源[1,979 千円] (イ) 個人番号カード交付事務費補助金(国)[2,027 千円]</p>
補足事項	

令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第61号	議案名	令和3年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
目的	新型コロナウイルス感染症にかかる保険税の減免を行う。また、職員人件費の変更に伴う増額及び国民健康保険に加入している被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者等に支給する傷病手当金を設ける。				
内容	1 補正額[単位：千円]				
	補正前予算額		補正額	補正後予算額	
	2,040,918		1,046	2,041,964	
内容	2 主な計上内容				
	(1) 国民健康保険税 新型コロナウイルス感染症にかかる保険税の減免(県支出金 2/10) ア 対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の事業収入等が令和2年と比較して3/10以上減少する見込みの世帯等 イ 財源 (ア) 国民健康保険税[3,000 千円] (イ) 県支出金(特別調整交付金分)[600 千円] (ウ) 一般会計繰入金(その他)[2,400 千円]				
内容	(2) 総務費[46 千円] 職員人件費の変更に伴う増額補正をするもの。 ア 経費 一般管理費[46 千円] イ 財源 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金)[46 千円]				
	(3) 保険給付費[1,000 千円] 国民健康保険に加入している被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者等に支給する傷病手当金を設けるもの。 ア 経費 傷病手当金[1,000 千円] イ 財源 特別交付金(特別調整交付金分)[1,000 千円]				
補足事項					

令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第62号	議案名	令和3年度琴浦町下水道事業特別会計補正予算(第1号)		
目的	人事異動に伴う人件費の減額のほか、ストックマネジメント実施設計の見直し及び社会資本整備総合交付金の減額に伴う事業費の減額を行うもの。				
内容	1 補正額[単位：千円]				
	補正前予算額		補正額	補正後予算額	
	787,566		6,789	780,777	
内容	2 主な計上内容				
	(1) 下水道事業[6,789 千円]				
	ア 事業説明				
	(ア) 人事異動に伴い、人件費の減額を行う。				
	(イ) 下水道事業団との再協議の結果、主要設備の劣化が著しい箇所が多い東伯浄化センターから優先的に改築・更新する必要があることから、ストックマネジメント実施設計の見直しを行った。				
	また、社会資本整備総合交付金が当初予算に対し98.4%の交付率であった。				
	上記により、下水道整備事業費の減額を行う。				
	イ 経費				
	(ア) 給料、職員手当等[5,549 千円]				
	(イ) 委託料[1,400 千円]				
	(ウ) 一般会計繰出金[160 千円]				
	ウ 財源				
	(ア) 一般財源[5,549 千円]				
	(イ) 社会資本整備総合交付金[1,240 千円]				
補足事項					

令和3年6月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第63号	議案名	令和3年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第1号)			
目的	人事異動による人件費の減額補正及び新型コロナウイルスの影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に伴うもの。					
内 容	1 補正額[単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	2,171,424		3,134		2,168,290	
	2 主な計上内容					
	(1) 総務費[2,567 千円]、地域支援事業費[567 千円]					
	ア 事業説明					
	人事異動に伴う人件費の減額補正及び新型コロナウイルスの影響による介護保険料の減免					
	イ 減免対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の事業収入等が令和2年と比較して3/10以上減少する見込みの世帯等					
	ウ 経費					
	(ア) 一般管理費[674 千円]					
	(イ) 包括支援センター運営費[1,893 千円]					
	(ウ) 一般介護予防事業費[567 千円]					
	エ 財源					
	(ア) 保険料[850 千円]					
	(イ) 国庫支出金[701 千円]					
	(ウ) 支払基金交付金[153 千円]					
	(エ) 県支出金[444 千円]					
	(オ) 繰入金[986 千円]					
	(2) 新型コロナウイルスの影響による介護保険料の減免歳入の計上					
	ア 介護保険料[850 千円]					
	イ 特別調整交付金[170 千円]					
	ウ 一般会計繰入金(コロナ減免繰入金)[680 千円]					
補足事項						

令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第64号	議案名	令和3年度琴浦町水道事業会計補正予算(第1号)		
目的	昇格による人件費の補正を行うもの。				
内 容	1 予算額				
	(1) 収入				単位：千円
	区 分	補正前予算額	補 正 額	補正後予算額	
	損益勘定	335,572	0	335,572	
	資本勘定	139,900	0	139,900	
	(2) 支出				単位：千円
	区 分	補正前予算額	補 正 額	補正後予算額	
	損益勘定	264,283	343	264,626	
	資本勘定	321,053	0	321,053	
	2 主な計上内容				
(1) 損益勘定[343千円]					
ア 事業説明					
昇格による人件費の増額					
イ 経費					
人件費[343千円]					
ウ 財源					
一般財源[343千円]					
補足事項					

令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第65号	議案名	財産の取得について(ロータリー除雪車)		
目的	ロータリー除雪車を購入するに当たり、財産の取得について、議会の議決を得るもの。				
内容	<p>町道野井倉市内線ほか16路線(琴浦町法万～野井倉)を除雪対象とするロータリー除雪車は、昭和61年に導入したものであるが、35年を経過し、老朽化が進んでいる。</p> <p>ロータリー除雪車の購入契約を締結するに当たり、財産の取得について、議会の議決を得るものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取得財産名 ロータリー除雪車 2 納品場所 琴浦町大字松谷564番地183(琴浦町除雪車格納庫) 3 納期限 令和3年11月17日 4 契約方法 指名競争入札 5 入札日 令和3年5月13日 6 入札業者数 2業者(指名5業者のうち3業者辞退) 7 落札率 91.6% 8 契約金額 一金 30,228,000 円 9 契約者 有限会社吉村オートサービス 代表取締役 吉村 篤孝 				
補足事項					

令和3年6月定例議会 議案概要		担当課	商工観光課	種別	その他				
議案番号	議案第66号	議案名	物産館ことうらの指定管理者の指定について						
目的	令和4年4月からの物産館ことうらの指定管理者と指定期間を定めるもの。								
内 容	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>指定管理者及び指定管理期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定管理者</th> <th>指定管理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社 ことうら 代表取締役 河越 行夫</td> <td>令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで 10年間</td> </tr> </tbody> </table>					指定管理者	指定管理期間	株式会社 ことうら 代表取締役 河越 行夫	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで 10年間
	指定管理者	指定管理期間							
株式会社 ことうら 代表取締役 河越 行夫	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで 10年間								
<p>1 選定理由</p> <p>琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年琴浦町条例第1号)第8条及び物産館ことうら条例(平成23年琴浦町条例第21号)第4条の2の規定に基づき、次の理由により選定する。</p> <p>(1) 地元企業の優先選定と過去10年の実績を考慮</p> <p>物産館ことうらの指定管理者は、地元企業を優先するべきと考える。現テナントの意見を聞いたところ、(株)ことうらは、町内の6事業者(宝製菓、山本おたふく堂、油井かまぼこ、東伯ガス、東伯シティ、大山乳業)が結集した会社であること、また、これまでの10年の事業実績があり、継続して運営する意欲があることを踏まえて選定した。</p> <p>なお、赤碕町漁業協同組合は、指定管理者のもとでテナントとして入居し営業する意向である。</p> <p>(2) 「物産館ことうら」リニューアル活性化プラン</p> <p>(株)ことうらは、「物産館ことうらリニューアル活性化プラン」(別紙)を計画している。テナントの赤碕町漁業協同組合と一緒に、町や観光協会と連携して、物産館ことうらの更なる活性化に取り組む意向である。</p> <p>特に、テーマを「食を中心とした地域の情報発信基地」として、販売促進イベントの開催、デモ販売の実施、特産品づくりを計画しており、民間のノウハウを活用した活性化に期待が持てる。</p>									

	<p>2 指定管理者の業務範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物産館ことうらの管理、運営(軽微な修繕を含む。) ・物産館ことうらの情報や地域情報の発信(HPの整備) ・定期的なイベントの開催 <p style="padding-left: 40px;">テナントとして、赤碕町漁業協同組合も上記業務に共同で実施</p> <p>3 指定管理者が負担する経費等</p> <p>以下の項目を指定管理者の負担とし、独立採算による施設の管理運営を行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">人件費 事務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等) 管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費(電気、ガス、上下水道料金) ・修繕費(1件50万円未満の施設、備品の修繕) ・委託料(清掃、ゴミ収集、警備、運搬等、消防点検費、電気保安費) <p style="padding-left: 40px;">定期的なイベントに係る費用、宣伝広告費 損害賠償保険</p> <p style="padding-left: 40px;">最終営業利益が200万円を超えた場合、利益の10%を町に納める。 物産館ことうら運営基金に積み立て、今後の修繕等に活用する。 その他管理等に必要な経費</p> <p>4 今後のスケジュール(案)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和3年6月</td> <td style="width: 70%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定 <p style="padding-left: 40px;">指定後、指定管理基本協定締結を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅琴の浦リニューアル工事着手 </td> </tr> <tr> <td>令和4年3月</td> <td style="text-align: right;">" 完成</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・リニューアルオープン </td> </tr> </table>	令和3年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定 <p style="padding-left: 40px;">指定後、指定管理基本協定締結を行う。</p>	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅琴の浦リニューアル工事着手 	令和4年3月	" 完成	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・リニューアルオープン
令和3年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定 <p style="padding-left: 40px;">指定後、指定管理基本協定締結を行う。</p>								
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅琴の浦リニューアル工事着手 								
令和4年3月	" 完成								
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・リニューアルオープン 								
補足事項									

「物産館ことうら」リニューアル活性化プラン

< 概要 >

テーマ **「食を中心とした地域の情報発信基地 ～琴浦の味！博物館～」**

地元企業として、培った10年のテナント実績を元に、「民間ノウハウを生かした効果的、効率的な施設運営」や「民間感覚による顧客サービスの提供」を踏まえて、次の内容により、「物産館ことうら」の指定管理を行う。

(1) 管理・運営

項目	内容
安全・安心な施設管理	日常点検による危険の未然防止、危機管理体制、情報の一元化
快適な施設環境の提供	コロナ感染症対策、社員による清掃、接客等研修の充実
テナント等の管理・運営	管理費・共同実施イベントの経理、取扱い商品構成管理

(2) 施設情報や地域情報の発信

項目	内容
道の駅琴の浦HPの作成・管理	統一したHPの作成・管理
イベント情報の発信	HP、SNS、チラシ等活用
地域情報の発信	観光協会と連携し地域の観光やグルメ情報を発信

(3) イベントの開催・新商品の開発

項目	内容
季節に応じたイベント開催	海鮮祭り、カニ祭り等 実演販売の実施（蒲鉾等） 周辺道の駅との連携
新メニューの開発	食の新メニュー（勝手丼など）
新商品の開発	道の駅オリジナル商品の製作



食の新メニュー開発
(イメージ)



実演販売の実施
(イメージ)

関係法令等の抜粋

地方自治法第244条の2 第3項及び第6項

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 略

5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(指定管理候補者の選定の特例)

第8条 町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条及び第4条に規定する手続(公募のこと)を経ず、指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 公の施設の設置目的、特性、規模等を考慮し、特に必要があると認められるとき。
- (2) 第4条の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理者を選定することができなかつたとき。
- (3) 指定管理候補者を指定管理者として指定することができなくなり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- (4) 指定管理者が第11条の規定によりその指定を取り消されたとき又は指定管理者が指定を辞退したとき。

物産館ことうら条例

(指定管理者の選定の特例)

第4条の2 町長は、琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年琴浦町条例第1号)第8条の規定により、指定管理候補者を選定することができる。